

熊本市歯科保健協議会における検討委員会の設置について（案）

1 趣旨

熊本市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）で協議すべき事項のうち、協議会の会長が必要と認める事項について検討を行う。

2 設置根拠

熊本市歯科保健推進協議会運営要綱第6条。

3 検討事項

（1）フッ化物の応用による歯科保健の推進について

乳歯から永久歯へと生え変わる等、歯と口腔の健康づくりのために重要な幼児期及び学童期において、フッ化物を応用したむし歯予防について検討を行う。

- ・ フッ化物応用の取り組みの状況について
- ・ フッ化物応用の普及啓発について
- ・ その他フッ化物洗口に関して必要な事項

（2）障がい児（者）等の歯科診療環境の整備について

障がいの種類や特性に応じ、身近な場所で歯科診療が受けられるような環境整備について検討を行う。

- ・ 障がい児（者）を受け入れる歯科診療機関の現状等について
- ・ 歯科医療従事者等を対象とした研修会について
- ・ その他障がい児（者）への歯科口腔保健等の推進に関して必要な事項

4 構成員

会長が指名する者

5 会議等スケジュール

年度内に2回開催予定